

所管課	総合政策部人事課												
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)		施 策									
	第5章 自律協働都市	04 行財政運営		03 行政資源を有効に活用する									
事業：給与管理事業							整理番号 0400						
目的	適正な給与制度の維持及び適正な給与支出												
目標	地方自治法、地方公務員法に基づく給与制度の適正化を行う。												
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	5,348		コスト情報・評価	総コスト(千円)	20,597		総合評価	B	妥当性	A		
	財源内訳	一般財源	4,995		事業費	5,348				効率性	A		
		国府支出金	0		人件費	15,249				有効性	B		
		地方債	0		公債費	0		評価理由	職員の適正な給与制度を維持するとともに、適正な給与執行を行った。				
		水道事業会計負担金	353		一人あたり(円)	184							
		その他特定財源	0		世帯あたり(円)	436							
	0												
貢献度	施策に対する事業貢献度	A		根拠	職員の適正な給与制度を維持するとともに、適正な給与執行を行うことにより、職員の生活基盤の安定化が図られているため。								
今後の方向性	人事院勧告に準拠し、国家公務員や大阪府内各市の状況を勘案しながら給与水準の適正化に努める。また、人事評価の給与への反映を全職員を対象に行う方向で検討する。												

事業優先順位	1 細事業：給与管理事業							整理番号 01						
目的	適正な給与制度の維持、適正な給与支給、正確な共済組合費納付													
目標	地方自治法、地方公務員法に基づく給与制度の適正化を行う。													
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前		根拠法令	地方自治法、地方公務員法、地方公務員等共済組合法								
事業費・財源	財源内訳	平成25年度		平成24年度	比較		コスト情報・従事職員数	平成25年度		平成24年度	比較			
		事業費(決算額)(千円)		5,348	5,151	197		総コスト(千円)		20,597	21,021	-424		
		一般財源		4,995	4,760	235		事業費		5,348	5,151	197		
		国府支出金		0	0	0		人件費		15,249	15,870	-621		
		地方債		0	0	0		公債費		0	0	0		
		水道事業会計負担金		353	391	-38		一人あたり(円)		184	186	-2		
				0				世帯あたり(円)		436	446	-10		
				0				職員数(人)		2.00	2.00	0.00		
				0				再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00		
		今後の方向性	人事院勧告に準拠し、国家公務員や大阪府内各市の状況を勘案しながら給与水準の適正化に努める。また、人事評価の給与への反映を全職員を対象に行う方向で検討する。											
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市職員約700人									
	A	A	B											

事業：給与管理事業

生計費や国、他の地方公共団体、民間の給与等を考慮し、適正な給与水準の維持及び適正な給与執行に努めるとともに、第4次行財政改革大綱や財政体質改善プログラムに沿って、給与制度の見直し等に取り組んだ。

細事業：給与管理事業

1. 給与制度の見直し

(1) 国家公務員の給与制度に準じた改定

① 平成26年度にかかる改定

ア. 退職手当制度の改正

国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、これまでの勸奨退職等に替えて、新たに早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職特別措置の割増率を拡充する改正を行った。

(2) 給与の適正化に伴う改定

① 平成26年度にかかる改定

ア. 管理職手当の改正

平成26年4月実施の組織・機構改革により室が廃止されるとともに課長補佐が新たに設置されることから、職責及び職務に応じた、より適正な支給額とするよう管理職手当の改正を行った。

(3) 特別職及び教育長の給与の減額

① 財政の健全化に伴う減額措置

平成16年4月1日から継続して減額している特別職及び教育長の給料月額について、厳しい財政状況を考慮し、引き続き減額を行った。減額期間は平成28年8月2日まで。

② 職員の不祥事に伴う減額措置

本市において発生した生活保護費不正支出事件に対し、市民に混乱をもたらす市政への信頼を損なったことを厳粛に受け止め、管理監督者としての責任を明らかにすることを目的として、特別職及び教育長の給料を平成26年1月1日から平成26年6月30日までの間、上記①で実施している減額措置後の給料月額からさらに100分の30の減額を行った。

	(本則額)		(①減額措置)		(②不祥事に伴う減額措置)
・市長	100万円	→	85万円	→	59万5千円
・副市長	83万円	→	74万7千円	→	52万2千9百円
・教育長	73万円	→	65万7千円	→	45万9千9百円

(4) 一般職の給与の減額

① 財政の健全化に伴う減額措置

ア. 給料の減額

厳しい財政状況を考慮し、財政体質改善プログラムの一環として、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで、一般職の職員の給料の平均5.6%の減額を行った。

イ. 管理職手当の減額

厳しい財政状況を考慮し、平成20年4月1日から減額している一般職の職員の管理職手当について、引き続き26年3月31日まで、10%の減額を行った。

2. 旅費制度の見直し

(1) 旅費の適正化に伴う改定

① 平成26年度にかかる改定

透明性を図り、より適正な制度とするため、宿泊料については1夜あたり1万2千円を上限とした実費支給とするとともに、宿泊を伴う出張の際1日につき定額で支給していた日当を廃止する改正を行った。